

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、イワナについて出荷制限が指示された館岩川（支流を含む。）においては、①所属組合員にイワナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、イワナを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川で、イワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているイワナを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 その他

伊南川及びその支流のイワナ生息各河川において、今後、下記によりイワナの検査を実施し、実態を把握するものとする。

黒谷川、塩の岐川については6月6日、鹿水川、檜枝岐川については、6月13日に検査を実施できるよう、関係漁協に依頼済み。

伊南川本流については可能な限り早急に、また、上記その他の支流におけるイワナについても、可能な限り検査を実施するよう関係組合に要請済み。

出荷制限指示後の管理の考え方

ウグイについては、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ウグイについて出荷制限が指示された阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）においては、①所属組合員にウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、ウグイを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川で、ウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているウグイを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。